

流 情 個 審 答 申 第 1 号

平成 24 年 5 月 9 日

流山市長 井崎 義治 様

流山市情報公開・個人情報保護審査会

会長 川島 祥光

個人情報部分開示決定に係る異議申立てに対する諮問について  
(答申)

平成 23 年 4 月 15 日付け流介第 18 号で諮問のありました個人情報部分開示決定に対する異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

審査会事務局

総務部総務課

天谷、中西、石川

TEL 04-7150-6067

## 別紙

## 答申

### 1 審査会の結論

流山市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を部分開示とした決定は、概ね妥当であるが、異議申立て人の夫の保佐人であった者の氏名については、開示すべきである。

### 2 異議申立てに至る経緯

#### （1）開示請求の内容

異議申立て人は、流山市個人情報保護条例（平成14年流山市条例第1号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定により、平成22年12月2日付で、夫の死亡時までの経過の分かる詳細な文書（以下「本件文書」という。）の開示請求を行った。

#### （2）実施機関の決定

①実施機関は本件開示請求について、本件文書に開示請求者以外のものの記載があることから、本件文書を開示するか否かを決定するに際し、当該第三者から意見を聞く必要があると判断し、条例第17条第5項の規定により、平成22年12月16日付け流介第421号で決定期間の満了日を平成22年12月16日から平成23年1月31日に延長する旨を異議申立て人に通知した。

②実施機関は、条例第20条の規定により平成23年1月31日付け流山市指令第1754号で、本件文書に条例第15条第2号に該当する情報（第三者情報）、条例第15条第3号に該当する情報（事業活動情報）、条例第15条第4号に該当する情報（評価等情報）及び条例第15条第6号に該当する情報（審議、検討等情報）の記載があることを理由に個人情報部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行った。

### 3 異議申立て

異議申立て人は、平成23年3月28日付で、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、実施機関に対して異議申立てを行った。

#### 4 質問

実施機関は、平成23年4月15日付けで、条例第29条第1項の規定により、流山市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）に対して、本件処分の取消しに係る異議申立てについて、質問を行った。

#### 5 異議申立ての趣旨

異議申立人が実施機関に提出した異議申立書には、異議申立ての理由と思慮することのできる部分や実施機関に対して釈明を求めるものが混在する形となってはいるが、異議申立書（2）、（4）の記載内容から異議申立人の異議申立ての趣旨は、本件処分を取り消し、すべての開示を求めるというものであると考える。

#### 6 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述によるとおおむね次のとおりである。

異議申立人の夫が死亡するまでの経過の分かる文書として、介護記録の部分開示を受けたが、マスキングが多すぎ内容の把握が困難である。

夫は警察と市役所に連れて行かれたため、それ以降は会っていないが、[REDACTED]病院から異議申立人に電話で連絡があったこと、また、保佐人である司法書士を訪ねた際に[REDACTED]でお世話になっていたことを聞いたため、夫がこれらの施設に居たということを知り得たが、市役所からは一切連絡がなかった。

夫は退院後、即ち私と最後に会った日であるが、そのときの状態から介護が必要であったとは考えにくい。マスキングが多いこともあり、夫の介護記録であるかどうかも疑わしい。したがって、個人情報部分開示決定を取り消し、全てのマスキングを外した介護記録の開示を求める。

#### 7 実施機関の主張要旨

実施機関が理由説明書及び口頭により説明している内容を総合すると、本件文書について部分開示とした理由については、概ね次のとお

りである。

#### (1) 条例第15条第2号 第三者情報について

本件文書に掲載されている第三者情報について不開示と判断するに至った経緯は、次のとおりである。

異議申立人の夫が病院退院後、異議申立人及び同居家族から家に入ることを拒まれたことから、異議申立人の夫から実施機関に相談が入った。

この相談を受け、実施機関の職員や警察官が夫を家に入れるよう異議申立人及び同居家族を説得したが、説得に応じない状況から異議申立人及び同居家族から「不適切な対応（虐待）を受けている」と判断し、施設に緊急的に一時保護し、支援を行った。

緊急一時保護中に、異議申立人の夫から家に帰りたいとの希望があり、実施機関の職員とともに自宅に帰ってみたところ、同居家族が庭にいたので、実施機関の職員と夫が同居家族と話をしようとしたところ、同居家族が恐怖を感じさせる言葉を発した後、家の中に入ってしまい、異議申立人の夫は家に入れてもらえなかった。このため、やむを得ず異議申立人の夫が施設に戻った経緯がある。

また、ケアハウスに入所後も、異議申立人の夫の希望で再び自宅に帰ってみたが、同様に異議申立人及び同居家族から家に入ることを拒否され、実施機関では通報者を確認していないが、110番通報により異議申立人の夫の家に警察官が駆けつけ、異議申立人の夫が警察官と共にケアハウスに戻ってきたという経緯もある。

さらに、関係者が異議申立人の夫に対して支援を行った際に、同居家族から脅迫めいた言葉を投げかけられたこと、実施機関の職員が異議申立人の家に訪問や電話をした際には、同居家族から恐怖を感じさせる言葉遣いで受け答えされたこともあった。

本件文書には、個人の氏名等客観的に第三者情報と判断されるもののほか、本人（異議申立人の夫及び異議申立人）以外の発言や行動の内容についての記載がある。これらを開示した場合、文書の内容から第三者者が特定されるおそれがあることから発言や行動の内容についても第三者情報として不開示とした。

それは、これまでの経緯を考慮し、異議申立人の夫に関わり支援に協力をしてくれた第三者を異議申立人及び同居家族に知られることに

より、支援に協力したことに対し脅迫めいた言葉や恐怖を感じさせる言葉遣いで第三者に詰問することが考えられ、そのことは第三者の権利利益を侵害するおそれがあると判断し、開示しないこととした。

#### (2) 条例第15条第3号 事業活動情報について

本件は、異議申立人の夫が家に戻れるよう実施機関の職員及び警察官が何度か異議申立人及び同居家族を説得したが、その説得に応じなかつたため、異議申立人及び同居家族から「不適切な対応（虐待）」があつたと判断し、緊急一時保護したものである。

異議申立人の夫は、手持ち金がなかつたことや退院後でもありそのまま放置できない状況であったが、異議申立人及び同居家族からの協力は全く得られなかつたため、実施機関の依頼で施設等が入所やサービス提供を承諾した経緯がある。

緊急一時保護後、実施機関の職員が異議申立人の夫の家に訪問や電話をした際、同居家族から恐怖を感じさせる言葉遣いで受け应えられた経緯があつた。

本件文書には、異議申立人の夫の介護や治療に関わった施設及び病院等の法人名の記載があるが、これらを開示すると異議申立人及び同居家族が支援に携わった関係機関に対し、異議申立人の夫に対する支援の是非について、関係機関を利用している一般市民の前で恐怖を感じさせる言葉遣いで詰問することが考えられ、このことは事業所としての社会的信用を失うことが予測されることから、開示しないこととした。

#### (3) 条例第15条第4号 評価等情報について

支援業務を行うには、本人や第三者を考査すること、また必要に応じて診療情報を入手し支援方針の記録をすることは必要不可欠である。

本件は、異議申立人の夫が異議申立人及び同居家族から「不適切な対応（虐待）を受けている」と判断した上で、実施機関は携わっており、さらに、異議申立人の夫や同居家族の性格やそれを受けた支援の方向性を判断している。

本件文書は、記録者及び第三者の独自の見解が記載されているも

のであり、それらを開示するとその内容について誤解や疑惑を抱くことが予測され、そのことは第三者の見解、方針等について、率直な意見、発言等が控えられてしまうこと及び記録されなくなることなど、本来の支援業務に支障を来すことから、開示しないこととした。

#### (4) 条例第15条第6号 審議、検討等情報について

本件文書に記載されている内容は、「方針決定会議」の記録である。この「方針決定会議」とは、支援者及び支援等関係者が出席して、支援を必要とする人の情報を基に問題点や今後の方針について話し合い支援者及び支援関係者が相互に共通認識を得る場である。

その内容は、客観的事実であるものや担当者及び関係者の主観や判断も含め議論した内容であることから、これを開示すると異議申立人及びその家族の誤解を招くおそれがあり、今後同様のケースが発生し「方針決定会議」を行った場合に、率直な意見交換ができなくなるおそれがあることから、開示しないこととした。

### 8 審査会の判断

#### (1) 本件文書

本件文書は、平成20年4月24日の異議申立人の夫に係る記録、異議申立人の夫の介護に係る相談記録及びその附属資料並びに「方針決定会議」の概要報告及びその附属資料であることを確認した。

また、請求は異議申立人の夫の死亡時までの経過の分かる詳細な文書であるが、本件文書を見ると異議申立人の夫が亡くなるまでの文書ではない。このことから、実施機関に確認したところ、異議申立人の夫には保佐人が付き、その後は実施機関の手から離れたため異議申立人の夫が亡くなるまでの文書は作成していないとのことである。

したがって、本件文書は平成20年4月24日の異議申立人の夫に係る記録から異議申立人の夫に保佐人が付き、実施機関の手から離れるまでの介護に係る相談記録であることを確認した。

#### (2) 実施機関が行った処分の妥当性

本件文書から、異議申立人の夫は病院を退院した後、異議申立人及び同居家族から家に入ることを拒まれ、実施機関が異議申立人の夫を家に入れるよう説得したことが分かる。その際、警察官の立会いのも

とで説得をしているが、異議申立人及び同居家族から異議申立人の夫を家に入れることを拒まれ説得を断念している。

このようなことから、実施機関は異議申立人及び同居家族が、異議申立人の夫を保護する姿勢がみられず、異議申立人及び同居家族から「不適切な対応（虐待）を受けている」と判断している。

実施機関はこのような状況に対応して、身体面及び金銭面において、どのように支援をするのが適切か検討した異議申立人の夫の支援に関わる様子が伺える「方針決定会議」の内容を記録した部分について不開示としている。さらには、実施機関が条例第15条第2号及び第3号に関しては異議申立人の同居家族の脅迫めいた言葉遣いや恐怖を感じさせる言葉遣いがあったことにも考慮して不開示としている。

一方、異議申立人は、異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述のいずれにおいても実施機関の行った処分の取消し（全てのマスキング部分の開示）を求めており、実施機関の処分に係る理由説明に対して具体的反論理由は示さず、経過が理解できないので親類等に説明できないと述べている。

以上のことから勘案した結果、実施機関が条例第15条第2号、第3号、第4号及び第6号で不開示としたことは、個人情報保護や状況判断及び今後の健全な業務遂行を考慮すると適切であると認められ、これにより開示した文書からでも経過措置が把握でき得ると認められることから、本件処分は妥当であると判断する。

しかしながら、実施機関が条例第15条第2号を理由に不開示とした異議申立人の夫の保佐人であった者の氏名については、家事審判法の登記事項とされていることから、これを開示すべきである。

また、異議申立人は口頭による意見陳述において、異議申立人の夫が入院していた医療機関名及び入所していたケアハウスの名称について口述しているが、具体的かつ時系列的に知り得たとする事実について明らかにしていないことから、当該2情報については、いつの時点で知り得ていたか不明であり、同機関からの開示同意が得られない状況では、実施機関が条例第15条第3号で不開示としたことは、やむを得ないと考えることが妥当である。

よって、冒頭「審査会の結論」のとおり答申する。